

2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い

# 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります

(民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行)

2022年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

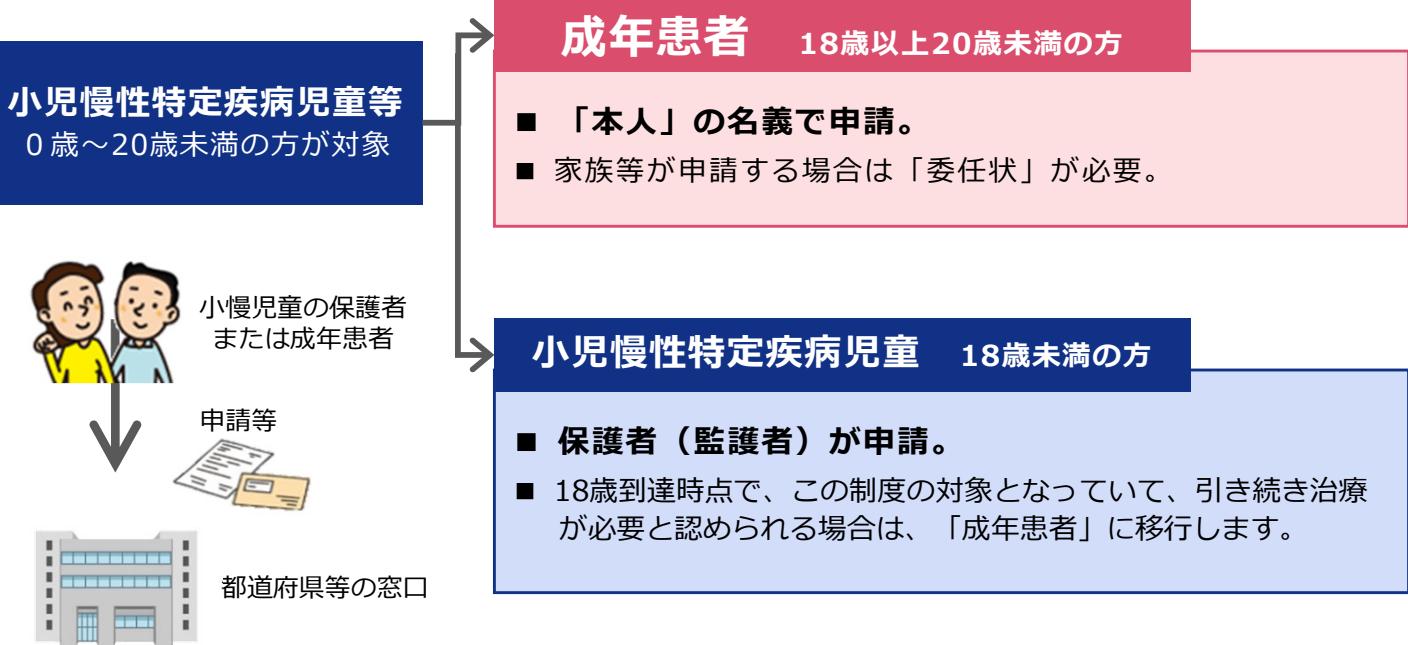
小児慢性特定疾病医療費助成制度でも、18歳以上を「**成年患者**」とします。

**成年患者は「本人名義で申請手続き」をする必要があります。**

- 患者本人による申請が難しく、ご家族等が申請者として申請される場合には、「**委任状**」を添付する必要があります。  
成年後見人等の法定代理人が申請する場合、委任状は不要です。

## 2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで ▶ 2022年4月1日から



申請手続きに関する詳しい情報は「**小児慢性特定疾病情報センター**」ウェブサイトをご覧ください

- お住まいの都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市ごとの申請窓口
- 都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- 小児慢性特定疾患の疾病概要や診断の手引き

などが掲載されています。



小児慢性

検索

<http://www.shouman.jp/>